

介護保険料特別徴収(仮徴収)の お知らせ

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444・FAX(43)5600

▼特別徴収(年金が年額18万
以上の人は、年金からの
天引き)について

介護保険料の特別徴収は、
4月・6月・8月の年金から
暫定額を納めていただく仮
徴収と10月・12月・2月の年
金で納めていただく本徴収
があります。

※仮徴収とは、前年度の保
険料を基に暫定額を徴収
させていただきます。

※本徴収とは、年間の確定
した保険料から仮徴収で
納めていただいた額を差
し引いた額を徴収させて
いただくものです。

▼4月に特別徴収で保険料
を納める人

◆現在、保険料を特別徴収
で納めている人について
は、平成23年2月に特別
徴収により納めていた保
険料と同額を4月の年金
から暫定的に仮徴収とし
て納めていただきます。

※平成23年度の年間保険料
の決定通知は7月に郵送
します。

◆平成22年4月2日から平
成22年10月1日の間に、つ
ぎに該当する異動のあつ
た人は、4月の年金から

仮徴収として、保険料を
納めていただく場合があ
ります。

①すでに老齢(退職)年金な
ど(年額18万円以上)を受
給し、65歳に到達した人

②65歳到達後に、新たに老
齢(退職)年金など(年額65
万円以上)を受給した人

③老齢(退職)年金など(年額
18万円以上)を受給してい
る人のうち、住所変更の
届出を行った65歳以上の人

※該当の人には「平成23年
度特別徴収開始のお知らせ」
を4月1日に郵送し
ます。



「高齢者地域見守り 支援ネットワーク」を 立ち上げました

2月15日(火)幸手市役所
において、関係機関(民間事
業者・福祉関連団体・介護保
険関係事業所・市内金融機
関・公的機関)から77人の関
係者が参加し、全体会を開
催しました。

ネットワークの概要説明
および『高齢者を狙う悪質
商法と地域の見守り』をテ
ーマに埼玉県消費生活セン
ター春日部の主任相談員佐
藤洋子氏による講演会を行
い、高齢者の消費者トラブ
ルと地域の見守りの視点に
ついて学びました。

なぜネットワー
クが必要なの？



幸手市においても平成23
年1月1日現在で高齢化率
が22・7%となっています。
そして、家族構成が社会情
勢とともに変化し、高齢者
単身世帯や高齢者のみ世帯
が増加しています。ひと昔
前であれば、隣近所や地域
の中で当たり前のように行
われてきた助け合いが、現
在は難しくなってきたり
状況であり、孤独死(孤立死)
が社会問題化しています。

そのような現状の中、高
齢者が安心して生活ができ
るよう、地域住民、関係機関
および行政が連携して『地
域全体で支えあう仕組みづ
くり』が必要となっています。

そのため、地域全体で高
齢者を見守る体制を整え、
効果的な支援を行うことを
目的として「幸手市高齢者
地域見守り支援ネットワー
ク」を立ち上げました。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

仮徴収のお知らせ

国保・後期高齢

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線144・197・FAX(43)1125

▼保険税(料)の特別徴収(年金からの天引き)について

国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金天引き)は、4月・6月・8月の年金から暫定額を納めていただく仮徴収と、10月・12月・2月の年金で納めていただく本徴収があります。

※仮徴収とは、前年度の保険税(料)を基に暫定額を徴収させていただきます。

※本徴収とは、今年度の確定した保険税(料)から仮徴収で納めていただいた額を差し引いた額を徴収させていただきます。

▼4月に保険税(料)を特別徴収(年金天引き)で納めていただく人について

◆現在、保険税(料)を特別徴収(年金天引き)で納めている人については、平成23年2月に特別徴収(年金天引き)により納めていただいた保険税(料)と同額を4月・6月・8月の年金から暫定的に仮徴収させていただきます。

※4月・6月・8月の保険税(料)の仮徴収の通知書は、

平成22年7月に郵送しています。

※国民健康保険被保険者で平成23年度に75歳になる人や年金特別徴収の中止届を出された人などは普通徴収になります。

◆平成22年4月2日から平成22年10月1日までの間につき該当する場合は、4月の年金から仮徴収として保険税(料)を納めていただく場合があります。

①同じ世帯の国民健康保険の被保険者が全て65歳から74歳になった場合

②後期高齢者医療制度に入された場合(75歳になった人・転入などにより加入した人)

※該当の人には「特別徴収仮決定通知書」で3月下旬にお知らせします。

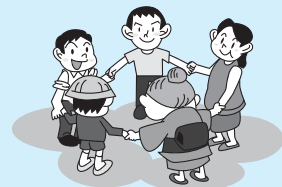
▼特別徴収の中止について
保険税(料)の特別徴収の対象となった人でも、申請により特別徴収(年金天引き)を中止し、口座振替に変更することが出来ます。お手続については、保険年金課までお問い合わせください。

ネットワークの活動内容

日常生活や業務の中で、援助を必要とする高齢者のちょっとした変化や行動への気づきによる見守りや声かけの活動を主体として、ネットワークを活かした構成機関の連携による早期発見、相談などを通じて、効果的な支援につなげる活動です。

みなさんも気軽な気持ちで始めてみましょう

日常生活の中で、あいさつなどを通じてさりげなく高齢者に接し、地域の中で見守っていくネットワークをつくっていきましょう。



▼見守りのポイント

- ①きざし／1人暮らしになった・配偶者が亡くなった・ひきこもりがち
- ②気づき／新聞がたまっている・最近見かけない・いつもより具合が悪そうに

見える・家の中から高齢者を大声で怒鳴る声が聞こえる



服装が不自然なまま外出している



郵便受けに新聞や郵便物がたまっている



顔や腕などに不自然なあざが多くなった

- ③さりげない見守り／見張りにならない・プライバシーにも配慮して
- ④連絡(相談)／地域包括支援センターまたは介護福祉課まで

問合せ ○幸手東地域包括支援センター(ウエルス幸手内) ☎(42)8438・FAX

(40)3008 ○幸手西地域包括支援センター(西公民館内) ☎(40)3443・FAX

(44)0870 ○介護福祉課 ☎(42)8438・FAX

(40)3008